

〈調査報告〉

ハワイ州の法実務・教育における ICT 利用について

伊 藤 博 文[†]

目 次

1. はじめに
2. ロースクールでの ICT
 - 2-1. William S. Richardson School of Law での ICT 環境
 - 2-2. 図書館の電子化
3. 裁判所での ICT
 - 3-1. 連邦裁判所
 - 3-2. 州裁判所
 - 3-3. その他
4. 法律事務所での ICT
 - 4-1. Goodsill Anderson Quinn & Stifel 法律事務所
 - 4-2. McCarrison Miller Mukai MacKinnon LLP 法律事務所
 - 4-3. Bays Lung Rose & Holma 法律事務所
 - 4-4. SHOWA LAW OFFICE 法律事務所
 - 4-5. その他
5. おわりに

† 愛知大学法科大学院教授。本報告書に対する忌憚なき意見や批判を、下記メールアドレスにお送りいただければ幸いです。mailto: hirofumi@lawschool.aichi-u.ac.jp。また今後、本報告書の改定が必要な場合は、改定版を <http://cals.aichi-u.ac.jp/project/PN0160.html> にて PDF ファイルで公開する予定であり適宜参照いただければ幸甚である。

1. はじめに

本報告は、2013年4月1日から2014年3月31日までの12ヶ月に亘るアメリカ合衆国ハワイ州 University of Hawai'i at Mānoa William S. Richardson School of Law⁽¹⁾における海外研修時に行った視察の成果を報告するものである。

ハワイ州での視察の目的は、アメリカにおける法学教育および法律実務における ICT (Information and Communication Technology) 利用の比較研究であった。特に、法学教育の舞台となるロースクール、法廷、法律事務所を中心に実情を視察し、現場で ICT 利用に腐心されている方々の声を聞くことを通じて行った。

視察内容としては、アメリカ合衆国ハワイ州立の University of Hawai'i Mānoa 校のロースクールである William S. Richardson School of Law (以下 WRSRL と略す) に客員研究員 (Visiting Scholar) として滞在している間、講義・研究会などへの参加および現地の学生や教授との対話を通じて、アメリカの法学教育における ICT 利活用の実情と問題点を検討し、さらに、ハワイ州にある州裁判所を中心に法廷における ICT の利活用状況を見学し、現状と問題点を調査した。法廷における ICT の利活用状況視察については、ハワイ州のすべての裁判所を巡り、担当者との意見交換などができ大きな収穫を得た。また、ハワイ州の主だった法律事務所に訪れ、ICT に詳しい弁護士や事務担当者との面談を多く行い貴重な情報交換ができたことも大きい。視察で得た知識が日本での今後の実務・教育に生かせることを念頭において記すこととしており、最後まで本報告をご一読いただければ幸いである。

(1) William S. Richardson School of Law, <https://www.law.hawaii.edu/>, 20140704. 以下の引用 URL の最終アクセス日は全て20140704である。

2. ロースクールでの ICT

WSRSL は、ハワイ州唯一のロースクールである。母体となる University of Hawai'i Mānoa 校⁽²⁾は大学規模も大きく、環太平洋のハブとして多数の国からの研究者を数多く受け入れており、国際性に富む研究環境で他州・海外からの研究者・実務家等および他学部の研究者との共同研究もしくは意見交換による、より幅の広い研究が可能な場である。

2-1. William S. Richardson School of Law での ICT 環境

まず、法学教育についてである。アメリカのロースクールにおける ICT の利活用方法の実際を見るという意味では、WSRSL の講義に参加していくつかの事例を見たことは意義深い。アメリカのロースクールだから、先駆的な教育が行われていると思われがちであるが、実際は伝統的な板書を中



写真01

心とした講義が多く、WSRSL も例外ではなかった。しかし、教員の中には新しい教育手法を模索している方もおられ、いくつかの講義では、講義の教材提示として PowerPoint スライドを使用して講義を進めるものや、LMS (Learning Management System) を使いながらの Blended Learning⁽³⁾を取り入れている講義もあった。しかし LMS を用いた教育手法は、理系の講義では積極的であ

(2) <http://manoa.hawaii.edu/>

(3) Blended Learning とは、オンライン学習の LMS と伝統的な板書を中心とする教育手法を混在させて行う教育方法である。<http://en.wikipedia.org/wiki/Blended-learning> 参照。

るが、ロースクールの教員には総じて不評で、あまり浸透しておらず、今後の組織的な展開が期待されるどころだと思われる。

滞在中に継続的に参加した講義は、Danielle Conway 教授⁽⁴⁾の Internet Law & Policy (春学期) および Mark Levin 教授⁽⁵⁾の Law & Society in Japan (秋学期) であった。

Conway 教授の講義 (写真02) では、扱う内容がインターネット法ということで受講する受講生もコンピュータ操作に詳しい学生が多く、講義は報告主体のセミナー形式であったので毎回学生が各自のテーマで PowerPoint か Prezi⁽⁶⁾のスライドショーによ



写真02



写真03

る報告を行っていた。講義中も受講生は、持参した iPad やタブレット PC で Web 検索をしながら講義ノートを取るという形で講義参加していた。

Mark Levin 教授の講義 (写真03) も報告主体のセミナー形式の選択科目であり、ハワイ州は日系人の多い地域という特徴もあり、JD や LL.M プログラム生のみならず日本法に興味のある他学部の学生も参加するという多様性のある講義であった。講義自体は、ハワイ大学が採用している LMS である Laulima⁽⁷⁾

(4) <https://www.law.hawaii.edu/personnel/conway-danielle>

(5) <https://www.law.hawaii.edu/levin>

(6) Prezi については、<http://prezi.com> 参照。

(7) <https://laulima.hawaii.edu/portal>

が活用され講義資料の事前・事後配付が行われる形で進められていた。

2-2. 図書館の電子化

WSRSL の 付 属 図 書 館⁽⁸⁾ は、ロースクール専用の図書館であり様々な役割を担っている。まず、大学キャンパス内に点在する他の図書館とのネットワークによる連携がとられており、当然のこととして、ロースクール図書館はロースクールに特化した図書サービスを行っている。さらにこの図書館は州立の図書館であり、一般開放されており、市民が法情報を求めて利用することに対応する役割も求められている。

この図書館の責任者である Victoria Szymczak 准教授⁽⁹⁾ (写真04左) とは図書館と ICT についての意見交換を行った。

図書館における ICT 化の影響が顕在化してくるのは、図書・蔵書の電子化への対応である。増え続ける蔵書を配架するスペースの減少、州から配分される図書館予算の減少、市場規模を拡大してきているオンラインデータベースの選定と利用促進、選書時の紙と電子という両媒体の配分比率の判断という点が問題点であることが理解できた。

収蔵する書籍の選定ポリシーは当然のこととして存在するが、この図書館が



写真04



写真05 図書館内の日本法関連の書籍棚

(8) <https://www.law.hawaii.edu/library>

(9) <https://www.law.hawaii.edu/personnel/szymczak/victoria>

州立大の一部であるという点も重要な点であるといえる。つまり、一般開放をしている図書館であるのでロースクール生のように特化したサービスだけでなく、一般の方にも必要とするサービスを提供しなければならない。したがって、ロースクール生の要望に合わせて電子化の方向に傾きすぎることなく、一般の方向けおよび一部の教員向けに紙媒体の蔵書も必要とすることになる。また、州立の法律系図書館としては、ホノルル市ダウンタウンにある州最高裁判所に附設される Law Library、さらには州全体に点在する裁判所付属図書室との協調・情報交換も今後の課題として重要とされる。

3. 裁判所での ICT

法律事務での ICT の利活用ということで、実務の舞台となる州裁判所の全てを1年がかりで訪れ、さまざまな法廷を見てきたものを紹介する。

3-1. 連邦裁判所

まずは、合州国連邦地方裁判所である。第9巡回区の連邦地裁で ICT を専門に扱う職員の Walea Kalama 氏の案内で法廷を見せていただいた。Kalama 氏は以前、ホノルル市内の法律事務所の ICT 関係の担当者として手腕を振るっておられ、それを連邦地裁の担当者がヘッドハンティングしたという経緯の持ち主であった。連邦地方裁判所の法廷内は、2012



写真06



写真07

年夏に第8巡回区のミネソタ州を訪れたときの連邦地方裁判所法廷とほぼ同じ造りであった。写真06～08に見られるように、コンピュータ機材の配備もほぼ同じ形になっている。Kalama氏によれば、やはりハワイ州はアメリカ本土(Main Land)に比べるとICTの普及が遅れており、やはり新しい技術はアメリカ本土からやって来るとい形になっているようである。また、連邦裁判所相互間でも情報交換を行っているものの、それぞれ巡回区毎に格差があるのは否めないようである。



写真08

3-2. 州裁判所

ハワイ州における裁判所は、最高裁判所(Supreme Court)、中間上訴裁判所(Intermediate Court of Appeals)、土地租税上訴裁判所(Land and Tax Appeal Courts)、巡回裁判所(Circuit Courts)、家庭裁判所(Family Courts)、地方裁判所(District Courts)から成る⁽¹⁰⁾。ハワイ州は8つの島から構成され、

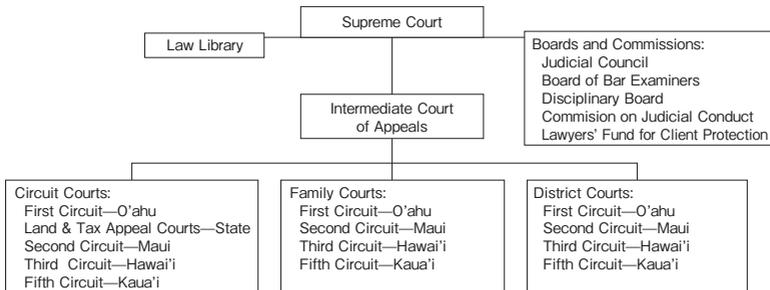


図01 州裁判所組織図 <http://www.courts.state.hi.us/courts/court_structure.html>

(10) http://www.courts.state.hi.us/courts/court_structure.html

裁判管轄区としては第1巡回区（オアフ島）、第2巡回区（マウイ島、モロカイ島、ラナイ島、カホオラウエ島）、第3巡回区（ハワイ島）、第5巡回区（カウアイ島、ニイハウ島）に区分される⁽¹¹⁾。

まずは、ハワイ州最高裁判所である。最高裁判所は、ホノルル市ダウンタウンに位置し、アリオラニ・ハレという歴史的建造物（写真09）の二階に置かれ、荘厳な雰囲気を持つ唯一の法廷（写真10）がある。この法廷は、中間上訴裁判所（写真12）の法廷としても用いられ、開廷予定は全てWebサイト⁽¹²⁾で確認できるようになっている。またアリオラニ・ハレの一階には司法史センターがあり、その一角に1913年当時の法廷（写真11）が再現され、法教育の一環として中高生向けの模擬裁判用法廷として用いられている。

訪問した6月26日は最高裁判所で3件の口頭弁論が行われていた。その口頭弁論の内容は法廷内に設置された機材（写真13）で録音され、Webで公開されている。口頭弁論には、予め両当事者に持ち時間が割り振られているが、



写真09



写真10

(11) 第4巡回区は、嘗てハワイ島の一部に置かれていたが、1943年に第3巡回区に併合された。

(12) 口頭弁論の予定は、http://www.courts.state.hi.us/courts/oral_arguments/oral_arguments_schedule.htm で見ることができ、法廷での音声は http://www.courts.state.hi.us/courts/oral_arguments/recordings_archive.html においてMP3ファイルで聴くことができる。

裁判官が弁論の途中でも随意質問を投げかけるので、持ち時間を大幅に超えてしまって弁論が終わる。ここでの弁論では ICT を使ったものは見られなかったが、裁判の様子を記録するという点では ICT 機器が多く使われていたのが印象的であった。

次は、ホノルル市にある第 1 巡回裁判所の Patric Bolder 判事をお願いをして、刑事事件法廷の見学をさせていただいた。巡回裁判所の建物（写真14）は、4 階建のビルで、4 階に Bolder 判事の法廷はある。刑事事件は本来 3 階の法廷で行われ、4 階は民事法廷が多いが、建物両端の法廷では刑事裁判が行われているそうである。この日傍聴したのは刑事事件の第 1 回目公判で、陪審選任手続（Jury Selection）が行われており、Voir Dire を見ることができた。

陪審選任手続の合間に、Court Clerk の配慮で、法廷内の写真撮影を許可してもらい、プライバシーに配慮しつつ法廷内の様子を撮影した。写真15が法廷の写真であるが、概して州裁判所における ICT の利用は想像したほどには積極的ではなかった。法廷内の ICT 機器も



写真11



写真12



写真13

一世代古い機器（WindowsXP）を使っており ICT 化が取り入れられた裁判とは言えない。裁判官席やその右の Court Manager 席には PC が置かれているが、陪審の名前管理、事件管理くらいにしか使われていない。この法廷内には、検察、弁護、両方のプレゼンテーション用の機器も設置されておらず、全て紙ベースの書面で公判が行われていた。これから判断しても州が連邦裁判所との比較において、ICT 化の波に乗り遅れていることは否めない。

しかしながら、州が新たに建設している裁判所建物では ICT 化を進めようとしている努力がみられる。現在、オアフ島ではホノ



写真14



写真15

ル市の過密化に対応すべく、近郊のカネオヘ市に都市機能を移転しようとしている。その一環として、家庭裁判所がまずカネオヘに新たに建てられた裁判所建物（写真16）に移った。この法廷には、最新の ICT 技術が取り入れられており、裁判官席、両当事者席、陪審員席などにモニターが設置され、当事者の持ち込む PC でのプレゼンテーションを可能にしている。また、家庭裁判所では、審理の様子などを自動で録画する装置も法廷内（写真17）に組み込まれていたことは先駆的であると評価できる⁽¹³⁾。

(13) この録画装置であるが、録画したファイルをどのように活用するのかについては、十分な説明が聞けなかったことは残念であった。つまり、法廷の様子を動画録画する場合、インデックスをどのように付けるかとか、上訴審でどのように扱うのかといった点は知りたかったところである。今後の研究課題としたい。

次には、オアフ島から離れてハワイ島 (Big Island) の裁判所を訪ねた。第3巡回区であるハワイ島には、コナ、ヒロ、北コハラ、南コハラの4市に巡回裁判所が置かれている。

WSRSL 出身の Adam Mckie 氏の案内で、ヒロの巡回裁判所法廷を見学した。ヒロの裁判所の建物は、新しく規模も大きい (写真18)。ICT 関係は、州の裁判所としては標準的なものであった (写真19, 20)。Mckie 氏に ICT 利用状況の印象を聞いたところ、やはり ICT を駆使して裁判を行う弁護士はそんなに多くはないとのことであった。PPT や Prezi を使うのは希だそうで、イーゼルを使う弁護士も多いとのことであった。

この他、コナやコハラの裁判所にも訪れたが、建物設備は老朽化しており、特にコナの裁判所建物はかつての診療所の建物を裁判所として利用せざるを得なかったことが示すように、予算不足から、ICT 化への対応は不十分にならざるを得ない。さらに言えば、ICT に予算をかけるよりも、

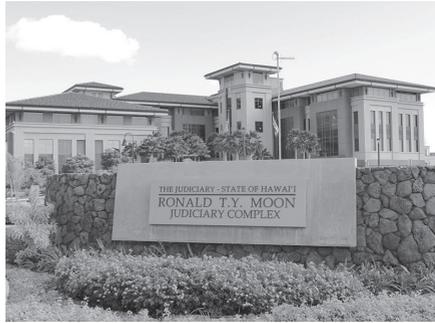


写真16



写真17



写真18

雨漏りをする裁判所建物を修繕する方が先であるとまで言われている。

ハワイ州の法廷は、年度をかけて徐々にリノベーションがなされて ICT 化に対応していくという過渡期にあることが理解できた。また、話をした裁判官によれば、数年後には、連邦レベルに劣後することなく、法廷テクノロジーにおいて、先駆的な ICT 化された州になると言われていた言葉を信じたい。その意味からも、ICT 化には金銭をかけるだけではなく、ICT 化に取り組む積極的な姿勢を最高裁判所といった上層部から、司法に携わる全ての職員へメッセージをとどけることから始めるべきであろう。



写真19



写真20

4. 法律事務所での ICT

法律事務での ICT の利活用調査ということで、実際に ICT を駆使する弁護士に会うべく、ホノルル市の何人かの ICT に詳しい弁護士と直接会って話を伺うことができたことは大きな成果であった。

4-1. Goodsill Anderson Quinn & Stifel 法律事務所

最初に会ったのは、Goodsill Anderson Quinn & Stifel⁽¹⁴⁾というハワイ州で一番古い法律事務所の Thomas Benedict 弁護士である。WSRSL の非常勤講師でこの事務所に所属する David J. Reber 弁護士に紹介していただいた Benedict 弁護士は、この事務所の中で最も ICT を活用している若手弁護士とのことであった。この事務所はハワイ州で伝統のある大手の法律事務所ということであるが、アメリカ本土の大規模法律事務所までの規模ではない。設備は、いわゆる一般的な法律事務所であり、テレビ会議室（写真21）、ネットワークなどを備えた事務所であった。



写真21



写真22

4-2. McCorrison Miller Mukai MacKinnon LLP 法律事務所

次に会ったのは、Stephen S. Holms 弁護士（写真23左）であり、McCorrison Miller Mukai MacKinnon LLP 法律事務所⁽¹⁵⁾の ICT 関係を担当する Chief administrator である。氏は、訴訟などは担当せず、事務所運営の円滑化に専念しておられ、ICT に造詣が深く興味深い話を聞くことができた。写真24は、この事務所内のサーバーを見せてもらったものである。

(14) <http://www.goodsill.com/>

(15) <http://www.m4law.com/>

Holms 弁護士は以下のような考えを持っておられた。まず氏の印象として、若い弁護士は、ICT に慣れており直ぐに対応できるが、一方で年齢の高い弁護士はそうではなく、ICT 化の抵抗勢力となり、なおかつ経営権を握っているのが難しい存在となっている。ハワイにおける法律事務所の ICT 化を阻害する要因の一つは、裁判所自体の ICT 化の遅れがある。ハワイ州で、連邦と州の比較では、州の裁判所が明らかに ICT 化で遅れており、この遅れが、法律事務所の ICT 化をそのものを遅らせている。たとえば eDiscovery でも、法律事務所では事務効率化のため対応ソフト



写真23



写真24

ウェアなどを導入することは必要と認識しているが、裁判所自体が ICT 化されておらず未対応のところがあり、相変わらず紙ベースの資料を求める現実がある限り、法律事務所の ICT 化は全体として進まない。裁判官には激しい個性があり、ICT 好きと嫌いで二極に分かれると言っても過言ではない。総じて年配の裁判官は不得手で若い裁判官は積極的である。このばらつきが、ICT 普及の妨げとなっている。

しかし、ICT 化は弁護士の高い報酬を業務効率化で低減させるという方向でも有効であるので、法律事務所の ICT 化は今後もより進むであろう。たとえば、非常に多数の資料を読みこなし分析（特に検索）をするという事件においては、弁護士が全てに目を通すのに1年もかかるのを ICT 化により数時間でそれをこなすことができるようになる。また、ICT 化の波が弁護士の失業

をもたらすことは当然予想されよう。生き残る弁護士には ICT が不可欠であり、これを使いこなせない弁護士に生き残る術はないであろう。

高額な弁護士費用を減らすという意味では、ICT 化も一つであるが、もう一つの方法がアウトソーシングである。具体的には、弁護士に頼んで資料を読みこなし分析してもらおうのを、インドの会社にアウトソーシングをしてもらうのである。インドは英語圏であり、コモンローの国であるので対応できる人材はおり、安価に仕事がこなせる。これも国際間通信技術といった ICT があればこそであるが、これからの法律事務所経営には必要な視点であろう。

最後に、次世代の法律家を養成するロースクールにおいて、ICT についてもっと学ぶべきであろうとの指摘であった。大変有意義な話ができたと Holms 弁護士には感謝したい。

4-3. Bays Lung Rose & Holma 法律事務所

次に会ったのは、Craig P. Wagnild 弁護士であり、氏は Bays Lung Rose & Holma 法律事務所⁽¹⁶⁾に所属しており、ハワイ州弁護士会の会長（当時）であった（写真26右）。事務所（写真25）訪問時には、Harvey J. Lung 弁護士（写真26左）ともお話しをする機会があった。Lung 弁護士は、この弁護士事務所の Partner であり、ICT に詳しく法廷にも立っているとのことであった。この法律事務所には設備として目立った ICT 機器はなかったが、むしろ、いろいろな意見交換ができたことが収穫であった。



写真25

ICT 化は、数年前、Solo や小規模の法律事務所⁽¹⁷⁾にも大規模法律事務所と対

(16) <http://www.legalhawaii.com/>

(17) 伊藤博文「アメリカのモバイル・ローヤー像を探る」愛知大学法学部法経論集第

等に戦える契機をもたらすと言われたが、今それは逆の効果をもたらしている。つまり、ICT化に積極的なのは資金的に余裕のある大手法律事務所であり、ICT専門の職員を雇い大規模なICT化投資を行い、事務効率や勝訴率向上にICTを上手く活用している。一方、Soloや小規模法律事務所は、そのような資金もなく知識獲得の機会も得られず、昔ながらの法律事務所経営を行っている。前掲のHolmes 弁護士も言っていたことであるが、法律事務所間競争では小規模法律事務所が減っていき、大規模法律事務所が生き残るという図式が顕著になってくるであろう。つまりICT化に乗り遅れた法律事務所は消滅するということである。



写真26



写真27

4-4. SHOWA LAW OFFICE 法律事務所

最後に会ったのは、Andrew Daisuke Stewart 弁護士（写真28左）であり、SHOWA LAW OFFICE⁽¹⁸⁾を一人で経営しているWSRSL出身の弁護士である。

Stewart 弁護士は、日本語と英語のバイリンガル弁護士である。いくつかの事務所でのアソシエイト経験を経て2011年に独立された。事務所には、事務

173号4頁（2007年）、*available at* <http://cals.aichi-u.ac.jp/products/articles/CarvingAnImageOfAnAmericanMobileLawer.pdf> 参照。

(18) <http://www.showalaw.com/>

員もおらず PC とファックスがある程度で、Solo 法律事務所の典型であるが、ICT を使うことで事務所経営を効率化しているとのことであった。対話により得た点としては、ハワイ州の法律事務所は、州内大手といってもアメリカ本土の法律事務所には太刀打ちできないとのことであった。たとえば、破産事件では、すべてとっていいほど、アメリカ本土の大手法律事務所がハワイ州で事件を担当し、ハワイ州の法律事務所では対応できないとのことであった。ハワイ州の弁護士が、アメリカ本土の弁護士に対して遅れをとっている点は、こと ICT のみに限らず、あらゆる弁護士がその認識を持っているようである。



写真28



写真29

バイリンガルという点であるが、現在、ハワイには日本語のできる弁護士は20名程度居られるようである。裁判所の Web サイト⁽¹⁹⁾を見ると30名程日本語のできる弁護士が列挙されているが、英語・日本語が法律問題に関して不自由なく話せるという意味での本当にバイリンガルな弁護士は、もっと少数ではないかとのことであった。その意味では、Stewart 弁護士は本当に日本語ができるハワイ州の弁護士ではあるが、残念ながら日本法について十分な知識があるわけではない。日米両方の弁護士資格を持ち、ホノルル在住で弁護士をやっている方はほんの一握りしかいないのが実状である。

(19) http://www.courts.state.hi.us/legal_references/attorneys/bilingual/japanese.html

4-5. その他

滞在中にあって大きな示唆を受けたのは、Eric Fleckles 氏（写真30右）からである。Fleckles 氏は弁護士ではないが、嘗て法律事務所の ICT 担当の職員として働いており、今は独立して Principal Advisor Ridgeback Venture Group, LLC⁽²⁰⁾ という会社の Principal Advisor として、法律事務所のコンサルタント業務を行っているとのことであった。

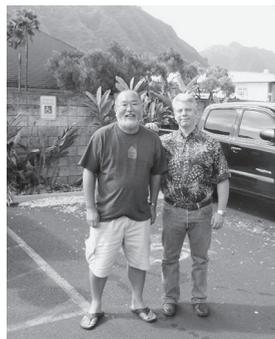


写真30

Fleckles 氏によれば、弁護士事務所の将来として、弁護士事務所が二極化すると予想される。非常に高度な法律問題を扱う事務所と一般的な法律問題を扱う事務処理工場のような法律事務所への二極化である。それを ICT 化が加速化させるであろう。Fleckles 氏は、ホノルルの法律事務所間で、データセンター化の流れを最初に作った人物である。つまり、法律事務所個別にサーバーなどを立ち上げて維持管理するよりも、ホノルル郊外の地域におかれたデータセンターを利用して、業務をクラウド化することで ICT 化を推進するという流れを法律事務所間に作った人である。法律事務所の他にも、ICT を使って病院などの医療事務効率化を行っているとのことであった。一方で、データセンター化という新しいトレンドには、否定的な意見もあったことは事実である。前出の Holms 弁護士によれば、ホノルルにおける法律事務所のデータセンター化のトレンドはまだ一般的ではない。なぜなら、内部でサーバーを持った方がコスト的に安い場合が多いからである。将来今あるサーバーのリプレース時には、データセンター移管も選択肢となり得るが、現状では必要ないという考えもあった。

また、Fleckles 氏は、法律実務におけるプラットフォームの統一問題はクラウド化によって解決しつつあるのではないかと、つまり、クラウド化により個々のデバイスのプラットフォームにこだわる必要がなくなっているのではないかと

(20) <http://www.rbkvg.com/>

という指摘を受けた。確かにブラウザ経由で情報処理が可能となれば、個々のデバイスの相違は吸収されるが、法律実務における書式の統一や、ファイル管理、情報共有においては、最高裁判所といったしかるべき組織が統一規格を打ち出さないと、法律実務の ICT 化は進まないと考えられる。

私見²¹⁾である法情報における「文字→画像→動画」といった情報の遷移過程には理解を示していただいた。氏の紹介された一例としては、動画は既に Deposition で利用されている Tag 付け機能で利用可能であると指摘していただいた。また、新しい技術として、法廷における音声認識も可能となる日は近いのではとの意見であり、いずれにせよ、ICT を活用できない法曹は淘汰されるであろうとのことであった。

最後に ICT の限界について話題が及んだ。一例として、ICT の法廷利用において、集中力の維持という点が議論になった。陪審員が iPad のような資料提示装置を手元に置いて審理が行われると、陪審が他に興味を持ちだし審理に集中しなくなるのではという懸念である。しかし、陪審員に集中力を維持させるのは ICT 機器利用の善し悪しではなく、弁論を行う弁護士自身の法廷技術に尽きるのではないか。いくら良い ICT 機器を使っても、弁護士自身の Skill が貧弱であれば陪審員は眠ってしまう。つまりは、ICT 機器を上手に使う法廷技術を弁護士が身につけることである。そのためにも、法廷でのプレゼンテーション能力を身につける必要がある。さらに、現状のロースクールには弁護士事務所経営を扱うカリキュラムが欠けている。どのように事務所経営を行うかという点は誰も教えてくれない。こうした点が課題として指摘された。傾聴に値し、今後の研究課題としたいと考えている。

21) 伊藤博文「文字から画像、そして動画へ」愛知大学情報メディアセンター紀要『COM』Vol. 18/No. 2 第33号1頁(2008年), available at <http://cals.aichi-u.ac.jp/products/articles/FromCharacter2ImageAnd2Video.pdf> 参照。

5. おわりに

総括として、今回の研修で得た点および今後の課題を列記したい。

第1に、大学におけるICT利用については、2012年に訪れたミネソタ州のWilliam Mitchell College of Lawでの視察⁽²²⁾と同様に、これまで知っていた情報に比べて、それほどの目新しさは感じられなかった。ICTの法学教育における活用は、法律実務でのICT利用が先行し、ICTを使いこなせる法曹養成というニーズを満たすべくロースクール教育のカリキュラム改革へと波及し、さらにはその為にも教員を含めてロースクール全体の意識改革が求められるであろう。

第2に、裁判所視察においては、得るものが多かったと考えている。ハワイ州の判事との対話によれば、現在はICT化の移行期であり、数年後には先駆的な取組の結果が出てくるとのことであった。州予算の増額が望めない中、法的サービスを向上させるには選択肢として、ICT化の道しか残されておらず、最高裁判所が州全体の統括部署として、明確な方向性を示さなければならないといえる。やはり裁判所という組織には、組織的な取組がなければICT化は前に進まないということを実感した。

第3に、ICT化と法律事務所の未来についてである。法律事務所の未来については、さまざまな意見を聴くことができたが、淘汰の時代に入っていくことについては異論はなかった。小規模の法律事務所はやがては淘汰されるであろう。なぜならICT化を推し進める財力がなく、ICTにより効率化された法律事務がコスト競争に優れば、小規模法律事務所は太刀打ちできない。ICT化はこれからも展開されていくべき部門で、法律事務コストの低減に大きな寄与をするであろう、という見解は正しいと考えている。今後もICT分野は法

(22) 伊藤博文「ミネソタ州の裁判実務におけるICT利用について」愛知大学法学部法経論集第194号49頁(2013年)、available at <http://cals.aichi-u.ac.jp/products/articles/ReportOnUtilizationOfICTinCourtroomOfMinnesotaUSA.pdf> 参照。

律事務所における重大なマーケットとなるであろう。

本報告書は、平成23年度科研費（11012512）「裁判員裁判での ICT を活用した法廷プレゼンテーション支援研究」⁽²³⁾による研究成果である。このような研究助成を与えていただいた(独)日本学術振興会および愛知大学に感謝したい。

⁽²³⁾ <http://kaken.nii.ac.jp/d/p/23530128>. 今回の弁護士訪問に関しては、LEXIS/NEXIS 社勤務の Mark Tarone 弁護士にお世話になった。この場を借りてお礼申し上げたい。